

**改正**

令和6年11月22日規則第70号

令和8年3月31日規則第30号

佐世保市屋外広告物条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、佐世保市屋外広告物条例（平成27年条例第84号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

**第2条** この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(許可の申請)

**第3条** 条例第5条又は第6条第3項の規定による許可を受けようとする者は、屋外広告物許可申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、正副2通を市長に提出しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認める場合は、書類の一部又は全部の添付を省略することができる。

- (1) 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所及びその付近の状況を示す見取図並びにこれらの現況を示すカラー写真
- (2) 広告物若しくは掲出物件の形状、寸法、材料、構造、色彩、意匠その他表示又は設置の方法に関する仕様書及び図面
- (3) 建築物を利用する広告物又は掲出物件にあつては、当該建築物との位置関係を示す正面図及び側面図
- (4) 既設の広告物又は掲出物件がある場合においては、これらの表示面積、種類並びに個数を明らかにする書類及び現況を示すカラー写真
- (5) 申請者以外の者が所有し、若しくは管理する土地、建築物若しくは工作物に広告物若しくは掲出物件を表示し、又は設置する場合は、当該土地、建築物又は工作物の使用の承諾を証する書類の写し
- (6) 広告物の表示又は掲出物件の設置に関し、他の法令の規定による許可等を要する場合は、当該許可等を受けていることを証する書類の写し

(許可等の基準)

**第4条** 条例第6条第1項第3号、同条第2項第1号から第4号まで、同条第4項第2号及び第4号並びに同条第5項の規定による基準は、別表第1のとおりとする。

2 条例第10条の規定による基準は、別表第2に規定する地域区分に応じ、別表第3に定めるとおりとする。

(許可の期間)

**第5条** 条例第9条第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。）の規定による許可の期間は、別表第4のとおりとする。

(更新の許可の申請)

**第6条** 条例第9条第3項の規定により許可の期間を更新しようとする者は、許可の期間が3月以上3年以内のものにあつてはその期間の満了の日の1月前までに、その他のもの（佐世保市公共掲示板に掲出するものは除く。）にあつては10日前までに、屋外広告物更新許可申請書（様式第2号）に、次に掲げる書類を添えて、正副2通を市長に提出しなければならない。

(1) 広告物又は掲出物件の現状及び付近の現況を示すカラー写真

(2) 広告物の表示又は掲出物件の設置に関し、他の法令の規定による許可等を要する場合は、当該許可等を受けていることを証する書類の写し

(3) 屋外広告物自己点検報告書（様式第3号）

(許可証及び許可証票の交付)

**第7条** 市長は、第3条又は前条の規定による許可の申請に基づき、広告物の表示若しくは掲出物件の設置又は許可の期間の更新を許可したときは、屋外広告物許可証（様式第4号）に、許可証票（様式第5号）を添えて申請者に交付するものとする。ただし、はり紙については、当該はり紙への許可済印（様式第6号）の押印をもって、許可証票の交付に代えるものとする。

(許可の証票)

**第8条** 条例第11条の規定により、貼付すべき許可の証票は、前条の規定により申請者に交付された許可証票とする。

(立入検査を行う職員及び身分証明書)

**第9条** 条例第15条第1項及び第45条第1項に規定する立入検査を行う者（以下この条において「立入検査を行う者」という。）は、都市整備部まち整備課の職員のうちから市長が指名する職員とする。

2 条例第15条第2項及び第45条第2項に規定する身分を示す証明書は、様式第7号によるものとする。

3 立入検査を行う者は、前項の証明書を紛失し、又は毀損したときは速やかに市長に届け出なければならない。

4 立入検査を行う者が第1項に規定する身分を失ったときは、速やかに第2項の証明書を返還しなければならない。

(屋外広告物の管理者)

**第10条** 条例第17条第1項ただし書の規則で定める広告物又は掲出物件は、はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等とする。

2 条例第17条第2項の規則で定める広告物又は掲出物件は、鉄骨造り、石造りその他これらに類する堅牢なもので、建築基準法（昭和25年法律第201号）第88条第1項において準用する第6条第1項の規定に基づき建築主事の確認を受けたもの又はこれに準じるものであると市長が認めるものとし、条例第17条第2項の規則で定める資格を有する者は、第22条第1号に掲げる者及び条例第38条第1項第2号から第4号までに掲げる者とする。

(届出及び副本の交付)

**第11条** 条例第18条第1項の規定による届出は屋外広告物許可申請書（様式第1号）又は屋外広告物管理者等設置・変更届（様式第8号）を、条例第13条第2項又は第18条第3項第1号の規定による届出は屋外広告物除却（滅失）届（様式第9号）を、同条第2項又は第3項第2号の規定による届出は屋外広告物管理者等設置・変更届（様式第8号）を、同条第3項第3号の規定による届出は屋外広告物変更届（様式第10号）を提出してするものとする。この場合において、屋外広告物変更届にあつては、第3条各号に掲げる書類のうち当該変更等に係るものを添えて、正副2通を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出のうち、屋外広告物変更届を受理したときは、当該届出書の副本に届出済印（様式第11号）を押して、届出人に交付するものとする。

(軽微な変更)

**第12条** 条例第18条第3項第3号に規定する規則で定める軽微な変更は、定期的に変更する広告物を表示するために設置した施設又は物件に表示する広告物の表示の変更とする。

(広告物又は掲出物件を保管した場合の公示の場所)

**第13条** 条例第24条第1項第1号に規定する掲示場所は、市役所本庁の掲示場とする。

2 条例第24条第1項第2号に規定による公表は、市の公式ホームページに掲載して行うものとする。

3 条例第24条第2項の保管物件一覧簿は、様式第12号によるものとし、同項の規則で定める備え

付ける場所は、都市整備部まち整備課とする。

(保管した広告物又は掲出物件の売却)

**第14条** 条例第26条の規定による売却は、競争入札により行うものとする。ただし、競争入札に付しても入札者がいない場合その他競争入札に付することが適当でない認められる場合は、随意契約により行うことができる。

(保管した広告物又は掲出物件の返還)

**第15条** 条例第28条の規則で定める受領書は、様式第13号によるものとする。

(屋外広告業の登録及び更新)

**第16条** 条例30条第1項の規定による申請は、屋外広告業登録申請書(様式第14号)により行うものとする。

2 条例第30条第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 登録申請者が法人である場合にあつてはその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)、未成年者(営業に関し成年者と同一の能力を有する者を除く。以下同じ。)である場合にあつてはその法定代理人(法定代理人が法人である場合には当該法人及びその役員)が、条例第32条第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
- (2) 登録申請者が選任した業務主任者が条例第38条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面
- (3) 登録申請者(登録申請者が法人である場合にあつてはその役員をいい、未成年者である場合にあつてはその法定代理人(法定代理人が法人である場合にあつてはその役員)を含む。)の略歴書
- (4) 登録申請者が法人である場合又は未成年者であつてその法定代理人が法人である場合にあつては、当該法人の登記事項証明書
- (5) 登録申請者が個人である場合にあつては、当該登録申請者(登録申請者が未成年者である場合は当該登録申請者及びその法定代理人(法人である法定代理人を除く。))の住民票の写し又はこれに代わる書面
- (6) 登録申請者が選任した業務主任者がその従業員(登録申請者が法人である場合にあつては、その役員を含む。)であることを証する書面

3 条例第30条第2項及び前項第1号の誓約する書面は、誓約書(様式第15号)によるものとする。

4 第2項第3号の略歴書は、様式第16号によるものとする。

5 条例第29条第3項の規定による更新の登録を受けようとするときは、その者が現に受けている登録の有効期間満了日の30日前までに当該登録の更新を申請しなければならない。

(屋外広告業者登録簿及び屋外広告業登録証)

**第17条** 条例第31条第1項の屋外広告業者登録簿は、様式第17号によるものとする。

2 条例第31条第2項の規定による通知の際、市長は、屋外広告業登録証(様式第18号)を登録申請者に交付するものとする。

(変更の届出)

**第18条** 屋外広告業者は、条例第33条第1項の規定により変更の届出をするときは、屋外広告業登録事項変更届出書(様式第19号)を市長に提出しなければならない。この場合において、当該届出をする屋外広告業者(以下この条において「届出者」という。)は、当該変更が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる書類を添付しなければならないものとする。

(1) 条例第30条第1項第1号に掲げる事項の変更 届出者が法人である場合にあっては届出者の登記事項証明書、個人である場合にあっては届出者の住民票の写し又はこれに代わる書面

(2) 条例第30条第1項第2号に掲げる事項の変更(商業登記の変更を必要とする場合に限る。) 届出者の登記事項証明書

(3) 条例第30条第1項第3号に掲げる事項の変更 第16条第2項第1号及び第3号の書面並びに届出者の登記事項証明書

(4) 条例第30条第1項第4号に掲げる事項の変更 法定代理人に係る第16条第2項第1号及び第3号の書面並びに法定代理人が法人である場合にあっては当該法人の登記事項証明書、個人である場合にあっては当該個人の住民票の写し又はこれに代わる書面

(5) 条例第30条第1項第5号に掲げる事項の変更 第16条第2項第2号及び第6号に掲げる書面

(廃業等の届出)

**第19条** 条例第35条に規定する届出は、屋外広告業廃業等届出書(様式第20号)に、交付を受けている屋外広告業登録証又は特例屋外広告業届出証を添えて行うものとする。

(講習会)

**第20条** 条例第37条第1項に規定する講習会の講習要目及びその内容は、別表第5のとおりとする。

(受講手続等)

**第21条** 条例第37条第1項に規定する講習会を受けようとする者(以下「受講申込者」という。)は、講習会受講申込書(様式第21号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない

い。

(1) 受講申込者の住民票の写し

(2) 次条の規定により講習会の課程の一部の免除を受ける者は、同条各号のいずれかに該当することを証する書類

2 市長は、前項の講習会受講申込書を受理したときは、受講申込者に講習会受講票（様式第22号）を交付する。

3 市長は、講習会の課程を修了した者に修了証明書（様式第23号）を交付する。

（講習会課程の一部免除）

**第22条** 市長は、受講申込者が次の各号のいずれかに該当するときは、講習要目のうち、屋外広告物の施工に関する事項に係る課程を免除する。

(1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者

(2) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第2条第4項に規定する電気工事士の資格を有する者

(3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項第1号から第3号までに規定する第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者

(4) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく職業訓練指導員免許を所持している者、技能検定に合格した者及び職業訓練を修了した者のうち帆布製品製造取付けに係るもの

（講習会運営の委託）

**第23条** 条例第37条第2項の規定により市長が講習会の運営に関する事務を委託する場合、当該委託を受ける者は、講習会を的確に実施する能力を有する法人でなければならない。

（標識の掲示）

**第24条** 条例第39条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 屋外広告業者が法人である場合にあつては、その代表者の氏名

(2) 営業所の名称及び所在地

(3) 登録年月日

(4) 登録の有効期限

(5) 業務主任者の氏名

2 条例第39条の規定により屋外広告業者が掲げる標識は、様式第24号によるものとする。

3 条例第43条第2項の規定により条例第29条第1項の登録を受けた屋外広告業者とみなされた者

(以下「特例屋外広告業者」という。)に対する前2項の規定の適用については、第1項第3号中「登録番号及び登録年月日」とあるのは「届出番号及び届出年月日」と、同項第4号中「登録の有効期限」とあるのは「届出の有効期限」と、前項中「様式第24号」とあるのは「様式第25号」とする。

(帳簿の記載事項等)

**第25条** 条例第40条の規則で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- (1) 注文者の商号、名称又は氏名及び住所
- (2) 広告物の表示又は掲出物件の設置の場所及び当該表示又は設置の年月日
- (3) 表示した広告物又は設置した掲出物件の名称又は種類及び数量
- (4) 法令に適合していることの確認
- (5) 許可が必要な場合にあっては許可の確認
- (6) 請負金額

2 帳簿の様式は、様式第26号によるものとする。

3 第1項各号に掲げる事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)に記録され、必要に応じ屋外広告業者の営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって前項の帳簿への記載に代えることができる。

4 第2項の帳簿(前項の規定により記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。次項において同じ。)は、広告物の表示又は設置の契約ごとに作成しなければならない。

5 屋外広告業者は、第2項の帳簿を各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖後5年間営業所ごとに当該帳簿を保存しなければならない。

(特例屋外広告業者の届出)

**第26条** 条例第43条第3項の規定により届出を行おうとする特例屋外広告業者は、特例屋外広告業届出書(様式第27号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 長崎県屋外広告物条例(昭和39年長崎県条例第60号)第29条の登録を受けたことを証する書面
- (2) 第16条第2項第2号に掲げる書面

2 市長は、前項の届出があったときは、当該特例屋外広告業者に特例屋外広告業届出証(様式第28号)を交付するものとする。

(特例屋外広告業者届出簿)

**第27条** 条例第43条第7項の特例屋外広告業者届出簿は、様式第29号によるものとする。

(特例屋外広告業者の変更の届出)

**第28条** 特例屋外広告業者は、次の各号のいずれかに掲げる事項に変更があったときは、特例屋外広告業者届出事項変更届出書(様式第30号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 商号、名称又は氏名及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 本市の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地
- (3) 前号の営業所ごとに置かれる業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称

2 前項の場合において、当該変更が同項第3号に掲げる事項に係るものであるときは、第26条第1項第2号に掲げる書面を添付しなければならない。

(監督処分簿)

**第29条** 条例第44条第1項の屋外広告業者監督処分簿は、様式第31号によるものとし、同項の規則で定める閲覧所は、都市整備部まち整備課とする。

2 条例第44条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 処分の内容
- (2) 処分の期間
- (3) 法令違反の内容

#### 附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

#### 附 則 (令和6年11月22日規則第70号)

この規則は、令和6年12月2日から施行する。

#### 附 則 (令和8年3月31日規則第30号)

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

### 別表第1 (第4条関係)

#### 適用除外の基準

区分	基準
共通	朱色の発光塗料を使用しないものであること。
条例第6条第1項	(1) 条例第3条に規定する地域又は場所においては、表示方向から見た

第3号に係るもの	<p>場合における当該施設又は物件の外郭線を1平面とみなした面積の20分の1以下で、かつ、表示面積が0.03平方メートル以下であること。</p> <p>(2) 条例第5条に規定する地域又は場所においては、表示方向から見た場合における当該施設又は物件の外郭線を1平面とみなした面積の20分の1以下で、かつ、表示面積が0.3平方メートル以下であること。</p>
条例第6条第2項 第1号に係るもの	<p>(1) 条例第3条に規定する地域又は場所においては、露出したネオン管を使用しないもので、1箇所につき表示面積が5平方メートル以下であること。</p> <p>(2) 条例第5条に規定する地域又は場所においては、1箇所につき表示面積が10平方メートル以下であること。</p>
条例第6条第2項 第2号に係るもの	<p>(1) 土地の管理上の必要に基づく場合においては、露出したネオン管を使用しないもので、その土地内における表示面積の合計が5平方メートル以下であること。</p> <p>(2) 物件の管理上の必要に基づく場合においては、露出したネオン管を使用しないもので、1物件につき表示面積の合計が0.3平方メートル以下であること。</p>
条例第6条第2項 第3号に係るもの	<p>工事の期間中に表示するもので、周囲の景観と調和したものであり、かつ、宣伝の用に供するものでないこと。</p>
条例第6条第2項 第4号に係るもの	<p>冠婚葬祭又は祭礼を特定するに足る広告物又は掲出物件で、当該冠婚葬祭又は祭礼の期間中に表示又は設置するものであること。</p>
条例第6条第4項 第2号に係るもの	<p>(1) 表示面積の合計は、5平方メートル以下であること。</p> <p>(2) 条例第4条第1項第9号に掲げる物件に表示する場合については、表示面積の合計が5平方メートル以下で、かつ、その物件の面積の3分の1以下であること。</p>
条例第6条第4項 第4号に係るもの	<p>周囲の景観と調和したもので、かつ、宣伝の用に供するものでないこと。</p>
条例第6条第5項 に係るもの	<p>別表第3その2の表に規定するはり紙、はり札等、立看板等又は広告旗の基準に同じ。</p>

備考 この表において、「1箇所」とは、1の住所又は事務所若しくは作業場をいう。

## 別表第2（第4条関係）

### 許可地域の区分

地域区分	適用地域
第1種許可地域	条例第5条に規定する許可地域のうち都市計画法第2章の規定により第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域に定められた地域
第2種許可地域	条例第5条に規定する許可地域のうち第1種許可地域及び第3種許可地域以外の地域
第3種許可地域	条例第5条に規定する許可地域のうち都市計画法第2章の規定により近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域に定められた地域

## 別表第3（第4条関係）

### 許可の基準

#### その1（共通基準）

- (1) 朱色の発光塗料を使用しないものであること。
- (2) 環境に調和し、自然美を妨げないものであること。
- (3) 側面及び裏面においても、良好な景観及び風致を害さないように施工したものであること。
- (4) 交通の安全を阻害するおそれのないものであること。
- (5) 第1種許可地域において地上広告物、屋上広告物、壁面広告物、突出広告物若しくは懸垂幕を表示し、又は設置する場合にあつては、表示面積の合計は、1箇所につき50平方メートル以下であること。
- (6) 第2種許可地域において地上広告物、屋上広告物、壁面広告物、突出広告物若しくは懸垂幕を表示し、又は設置する場合にあつては、表示面積の合計は、1箇所につき100平方メートル以下であること。
- (7) 景観法(平成16年法律第110号)第8条第1項の規定に基づき定められたハウステンボス周辺地区重点景観計画において、同条第2項第4号イに定められた屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項に適合すること。

#### その2（広告物の種類ごとの基準）

広告物の種類	規制地域の区分	基準
地上広告物	第1種許可地域	(1) 1面の表示面積は、10平方メートル以下であること。 (2) 地上から広告物の上端までの高さは、10メートル以下であること。
	第2種許可地域	(1) 1面の表示面積は、20平方メートル以下であること。 (2) 地上から広告物の上端までの高さは、13メートル以下であること。
	第3種許可地域	(1) 1面の表示面積は、30平方メートル以下であること。 (2) 地上から広告物の上端までの高さは、15メートル以下であること。
屋上広告物	共通	(1) 建築物の壁面の垂直上面を超えて突き出さないこと。 (2) 地上から広告物の上端までの高さは、50メートル以下であること。
	第1種許可地域	広告物の高さは、地上から建築物の上端までの高さの3分の1以下であること。
	第2種許可地域	広告物の高さは、地上から建築物の上端までの高さの2分の1以下であること。
	第3種許可地域	広告物の高さは、地上から建築物の上端までの高さの3分の2以下であること。
壁面広告物 (自家広告物等を除く。)	第1種許可地域	1面の表示面積の合計は、表示される壁面の4分の1以下であること。
	第2種許可地域	1面の表示面積の合計は、表示される壁面の3分の1以下であること。
	第3種許可地域	1面の表示面積の合計は、表示される壁面の2分の1以下であること。
突出広告物	共通	(1) 道路への突出幅は、1.0メートル以下であること。 (2) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上では2.5メートル以上、歩車道の区別のない道路又は車道上では4.5メートル

			ル以上であること。 (3) 広告物の上端は、建築物の壁面の上端を超えないものであること。 (4) 建築物の同一壁面については、2列までとし、その突出幅は同一であること。
	第1種許可地域		建築物からの突出幅は、1.5メートル以下であること。
アーチ広告物	共通		地上から広告物の下端までの高さは、歩道上では2.5メートル以上、歩車道の区別のない道路又は車道上では4.5メートル以上であること。
	第1種許可地域		1面の表示面積は、10平方メートル以下であること。
	第2種許可地域		1面の表示面積は、20平方メートル以下であること。
	第3種許可地域		1面の表示面積は、30平方メートル以下であること。
広告幕	横断幕	共通	(1) 幅は、2メートル以下であること。 (2) 地上から広告物の下端までの高さは、4.5メートル以上であること。 (3) 歩道上のみを横断して表示しないものであること。 (4) 風雨により、ねじれ、落下又は浮遊しないように係留するものであること。
	懸垂幕	共通	(1) 幅は、1メートル以下、長さは10メートル以下であること。 (2) 風雨により、ねじれ、落下又は浮遊しないように係留するものであること。
広告旗		共通	(1) 1面の表示面積は、2平方メートル以下であること。 (2) 道路敷に表示し、又は設置するものでないこと。
気球広告		共通	(1) 網を使用して表示するもので、その幅は1メートル以

			<p>下、長さは12メートル以下であること。</p> <p>(2) 気球の上端から取付部分までの長さは、50メートル以下であること。</p> <p>(3) 設置場所から半径50メートル以内にある電線より高い位置に取り付けるものであること。</p>
電柱等利用広告	巻付広告	共通	<p>(1) 長さは、1.5メートルであること。</p> <p>(2) 地上から広告物の下端までの高さは、1メートル以上であること。</p> <p>(3) 電柱等1本につき、1個であること。</p> <p>(4) 街灯柱に表示するものでないこと。</p>
	つり下げ広告	共通	<p>(1) 長さは、1.2メートル以下、幅は0.5メートル（突出幅は0.6メートル）以下であること。ただし、消火栓標識に添加して表示する広告物の大きさは、縦0.4メートル、横0.8メートル以下であること。</p> <p>(2) 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上では2.5メートル以上、歩車道の区別のない道路又は車道上では4.5メートル以上であること。</p> <p>(3) 歩車道の区別のある道路では歩道側を向け、その区別のない道路では原則的に民地側を向けて取り付けるものであること。</p> <p>(4) 電柱等1本につき、1個であること。</p> <p>(5) 支電柱に表示するものでないこと。</p>
簡易広告物	立看板等	共通	<p>(1) 横0.9メートル、縦（足を含む。）2.1メートル以下であること。</p> <p>(2) 同一のものを連続して表示するものでないこと。</p> <p>(3) 道路敷に表示し、又は設置するものでないこと。</p>
	はり札等	共通	<p>(1) 表示面積は、1平方メートル以下であること。</p> <p>(2) 同一壁面に同一のものを連続して表示するものでないこと。</p>

はり紙	共通	(1) 表示面積は、1平方メートル以下であること。 (2) 同一壁面に同一のものを連続して表示するものでないこと。 (3) 壁面等により、接着剤等によってはり付けるものでないこと。
自家広告物等	条例第3条に規定する地域又は場所	(1) 露出したネオン管を使用しないものであること。 (2) 1箇所の表示面積の合計は、30平方メートル以下であること。 (3) (1)及び(2)のほか、広告物の種類により、それぞれの基準に適合すること。
	条例第5条に規定する地域又は場所	広告物の種類により、それぞれの基準に適合すること。
道標、案内図板その他公共的目的をもつた広告物	条例第3条に規定する地域又は場所	(1) 露出したネオン管を使用しないものであること。 (2) 表示面積の合計は、5平方メートル以下であること。
	条例第5条に規定する地域又は場所	広告物の種類により、それぞれの基準に適合すること。

備考 この表において、「1箇所」とは、1の住所又は事務所若しくは作業場をいう。

#### 別表第4（第5条関係）

許可の期間

	種類	許可の期間
1	はり紙、はり札等及び立看板等	1月以内
2	広告旗、広告幕及び気球広告	3月以内
3	1及び2に掲げるもの以外の広告物又は掲出物件	3年以内

#### 別表第5（第20条関係）

講習要目等

講習要目	講習要目の内容
------	---------

1 屋外広告物に関する法令	屋外広告物法、佐世保市屋外広告物条例及び同施行規則の趣旨を周知徹底させるとともに、都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、道路法（昭和27年法律第180号）等の関係諸法との関係について一般的知識を習得させることを目標とする。
2 屋外広告物の表示の方法に関する事項	都市における良好な景観の形成又は風致の維持と広告物の意匠、色彩及び形状との調和のあり方について一般的知識を修得させることを目標とする。
3 屋外広告物の施工に関する事項	屋外広告物の種類ごとに材料、構造、設置方法等について一般的知識を修得させることを目標とする。